水道事業等の統合に関する基本協定書（案）

奈良県、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合（以下「関係団体」という。）は、各々が行っている用水供給事業、水道事業及び共同処理する水質検査業務（以下｢水道事業等」という。）の統合に関し、次のとおり合意し、基本協定を締結する。

（統合の目的）

第１条　水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など関係団体が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを統合の目的とする。

（統合の時期）

第２条　水道事業等の統合の時期は、令和７年４月１日とする。

（企業団の設立）

第３条　第１条の目的を達成するために、奈良県広域水道企業団（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第２項の規定に基づく一部事務組合。以下「企業団」という。）を設立する。

（基本的合意）

第４条　関係団体は、別途策定する「奈良県広域水道企業団基本計画」の内容に合意する。

（相互協力）

第５条　関係団体は、企業団が事業を経営する地域の健全な発展と水道サービスの向上を図るため、常に相互協力を行うものとする。

（その他）

第６条　この基本協定に定めのない事項又は基本協定の内容に疑義が生じたときは、関係団体が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書１通を作成し、関係団体の長が署名押印の上、原本を奈良県知事が保有し、他の関係団体の長は、その写しを保有する。

令和　　年　　月　　日

奈良市登大路町３０番地

奈良県知事

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市長

天理市川原城町６０５番地

天理市長

橿原市八木町１丁目１番１８号

橿原市長

桜井市大字粟殿４３２番地の１

桜井市長

五條市岡口１丁目３番１号

五條市長

御所市１番地の３

御所市長

生駒市東新町８番３８号

生駒市長

香芝市本町１３９７番地

香芝市長

葛城市柿本１６６番地

葛城市長

宇陀市榛原下井足１７番地の３

宇陀市長

生駒郡平群町吉新１丁目１番１号

平群町長

生駒郡三郷町勢野西１丁目１番１号

三郷町長

生駒郡斑鳩町法隆寺西３丁目７番１２号

斑鳩町長

生駒郡安堵町大字東安堵９５８番地

安堵町長

高市郡高取町大字観覚寺９９０番地の１

高取町長

高市郡明日香村大字岡５５番地

明日香村長

北葛城郡上牧町大字上牧３３５０

上牧町長

北葛城郡王寺町王寺２丁目１番２３号

王寺町長

北葛城郡広陵町大字南郷５８３番地１

広陵町長

北葛城郡河合町池部１丁目１番１号

河合町長

吉野郡吉野町大字上市８０番地の１

吉野町長

吉野郡大淀町大字桧垣本２０９０番地

大淀町長

吉野郡下市町大字下市１９６０番地

下市町長

磯城郡田原本町大字西竹田２８０番地

磯城郡水道企業団企業長

御所市戸毛３６７番地の２

奈良広域水質検査センター組合管理者